令和７年度 由布市行政ＤＸ推進・デジタル化支援委託業務

仕様書

# 業務の概要

## 業務名

　　令和７年度 由布市行政ＤＸ推進・デジタル化支援委託業務

##  目的

本業務は、市民の利便性向上及び業務効率化のため、専門人材を有する事業者の支援を受け由布市の行政ＤＸを推進することを目的とする。

## 業務の内容

（１）行政ＤＸ推進・デジタル化支援業務

　①業務概要

　　　土地等の開発をはじめとした住民からの問い合わせに対するデジタル化の推進、業務効率化の取組を技術的に支援する。

②打合せ

業務の内容について、予め由布市総合政策課と十分に打ち合わせること。

③支援業務を行う者

支援業務を行う者は、AI等の各種デジタルツールや自治体の行政ＤＸに精通した者とすること

④業務場所

由布市庄内町柿原３０２番地　他　由布市役所、各庁舎、出先機関及び受託者事業所

⑤業務内容

ア 現状調査・業務整理フェーズ

・由布市職員へのヒアリング実施

・現行の相談対応業務フローの可視化（手続き対応・相談記録・確認事項の整理など）

・使用中の条例・要綱・ガイドライン等の確認、運用実態の把握

・過去相談データ・事例の整理

・業務負荷やミスの要因分析

イ 問い合わせ・相談記録システム作成支援

・利用部門の運用実態に合わせた相談受付・記録フォーマットの設計（例：地番、問い合わせ者、相談内容、対応履歴 等）

・Microsoft Excelなどを活用した記録管理テンプレートの構築支援

・GIS連携（地番ベースでの記録管理）

ウ 土地開発チェックツールの作成支援

・地番入力または住所入力によって、関連する条例・法令・届出項目をリストアップできる仕組みの構築

・地番から関連する用途地域、都市計画区域、農地・山林の区分、文化財保護区域等の判定ロジックの構築

エ AIツールの活用・設計支援

・過去の相談履歴・条例・行政対応記録をもとに、類似ケース提示機能を持つAIチャットまたはエージェントの構築

・自治体向けのセキュアなローカル運用（LGWAN含む）を想定したオープンソースLLM（例：LLaMA、Phi、Gemma等）を活用したオープンソースのプラットフォーム（例：Dify等）を活用

・プロンプト設計支援（例：「〇〇地番における開発相談では、以下の点を確認すること」等の定型プロンプト設計）

・開発チェックにおける確認漏れ防止支援AI（条例や法令等を元にリスク事項の提起を行う）

オ 操作マニュアル・研修支援

・各ツール（相談記録、チェックリスト、AI活用）の操作マニュアルの作成支援

・職員向けの操作研修・マニュアル説明会の実施支援

カ 成果物一覧

・相談記録ツールテンプレート（Excel等）

・地番・法令チェックテンプレート

・AIツール（AIツール構築過程については、ドキュメントを作成し提出すること。

　　　　　　　例：活用モデル、UI案、プロンプト例、技術スタック案等）

・マニュアル一式（PDF等）

・業務報告書

※由布市での支援業務に必要なパソコン及びシステム等については、別途由布市で準備する。

⑥支援業務日数等

由布市での支援業務日数は、月１０日以上（１回あたり6時間程度）とする。

⑦実施体制

受託者は支援業務遂行に必要な実施体制を整えること。

（２）実績報告

（１）の実施後、由布市が定める期間内に由布市が定める様式により、由布市に報告する。

①報告資料

ア　月報（業務支援実施月のみ）

イ　委託業務完了報告書（全ての業務が完了した後に提出）

## 1.4契約期間

本業務に係る契約期間は、契約締結日から令和８年３月３１日までとする。

# その他

## 機密保護・個人情報保護

（１）本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。また、本業務の過程で得られた記録等を由布市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

（２）本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに由布市に返却すること。

## 法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するにおいて、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。

委託期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

##  その他

（１）受託者は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本委託業務の実施に支障を来すことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。

（２）本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、由布市と協議の上決定する。